

福彩支援ニュース 第34号

2021.4



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を！

次回期日（開廷時間にご注意を！）

6/30(水) 11時開廷

★開廷時間の30分前に

傍聴整理券配布が締め切られます。

それより前にさいたま地裁B棟前にお集まりください。

いよいよ結審です！

9/22(水) 14時開廷

各当事者が意見陳述をするため、2時間以上を予定。

各回とも、閉廷後に埼玉総合法律事務所3F会議室で

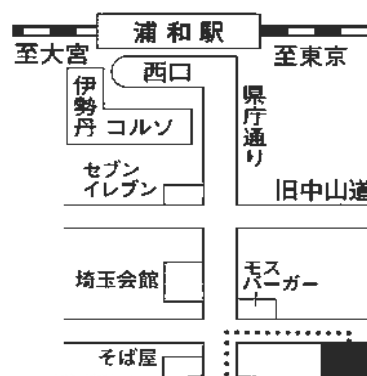
報告集会を行います。

第36～38回期日報告

福彩支援事務局

福島原発さいたま訴訟をご支援の皆さま。裁判の山場として昨年9月から7回にわたった原告本人尋問も、2/24、3/3、3/24の3回の期日で終了し、訴訟はいよいよ9月の結審へと向かいます。この間のご支援をありがとうございます！コロナ禍にもかかわらず、各回ともほぼ満員の傍聴者が原告を応援しました。

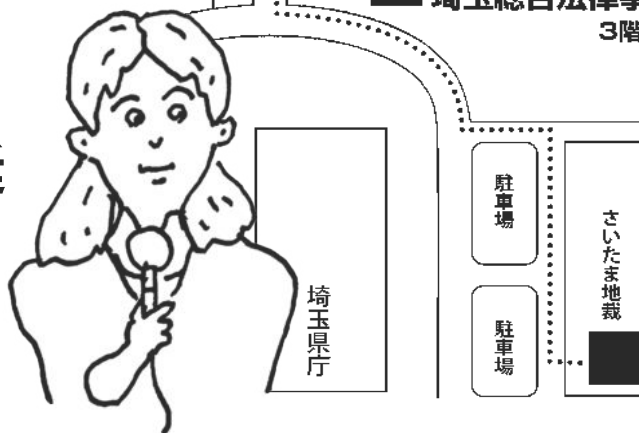
3回の期日を通して、原告本人尋問だけでなく、代理人弁護団の意見陳述も行われました。被告・国の反論は、「措置を講じることで確実に事故の結果を回避できると認められないなら、国が規制権限を行使しなかつたことも違法ではない」という支離滅裂な詭弁でした。恥知らずで当事者意識を欠いた言い逃れと言わざるを得ません。弁護団は「国は予測される津波に対する防護措置を命令すればいいだけで、具体的な措置は被告東電に任せればいい。結果回避責任性は優に認められ、被告国の規制権限不行使の違法性は明らかだ」と厳しく批判しました。原告側弁護団は、3回の期日で、第97～第120準備書面まで、じつに24本もの準備書面を提出し、国の不作為を詳細に立証しました。



マスク着用をお願いします。

傍聴抽選にはずれた方は▼埼玉総合法律事務所待機ください。休憩時に傍聴者を交替して対応します。また昼休み時間の食事・休憩でも使えます。

埼玉総合法律事務所
3階会議室



2021年に入って、東京高裁では2つの避難者訴訟の2審判決が下されました。1月21日の群馬訴訟2審判決は「長期評価からは津波を予見できず、予防措置

2021年に入って、東京高裁では2つの避難者訴訟の2審判決が下されました。1月21日の群馬訴訟2審判決は「長期評価からは津波を予見できず、予防措置

を講じても事故を回避できなかった」ときわめて後ろ向きの判決で、国の責任を免じて無罪としましたが、2月19日の千葉訴訟2審判決は、「長期評価」の津波予測と津波評価技術を「専門家が議論を重ねて得た見解」で科学的信頼性に足ると認め、「想定すべき対策が講じられていれば、津波の影響は相当程度軽減され、全電源喪失には至らなかった」として国の規制権限不行使をきびしく断罪し、国と東電を有罪としました。原告側・被告側の主張や提出した証拠は、両訴訟ともほぼ同じ内容で、裁判官の判断ひとつで真逆の判決が出ることに複雑な思いを抱かざるを得ません。

そんな中、東電が再稼働を目論んでいた柏崎刈羽7号機のセキュリティーやテロ対策の重大な不備が発覚し、原子力規制委員会が「セキュリティー上、最も深刻な事態」と「運転禁止」の措置命令を出し(4月14日確定)、東電も抗弁を断念する事態がありました。

その一方、福島第一原発の原子炉冷却等で発生した汚染水を海洋放出する方針も、4月13日に閣議決定されました。いくら「処理水」と名を変えてごまかそうとも、経産省のサイトでさえ「タンクに貯蔵されている水の約7割には、トリチウム以外にも規制基準値以上の放射性物質が残っています」と明記しています。(https://www.meti.go.jp/pr/ss/2021/04/20210413001/20210413001.html)。原発災害は「アンダーコントロール」どころではなく、現在も進行中です。国や東電のまやかしを、断じて許すことはできません。

ご協力いただいている「**公正な判決を求める署名**」は、**現在、7,910筆**となっています。原告側弁護団は、目標の1万筆をめざし、あとひと頑張りして結審の日に裁判所に署名を提出したい、との意向です。もう一息、ぜひよろしく願い申し上げます。

それから大事なおしらせ。**署名用紙の集約先が変更となりました**。同封の署名用紙も新しい住所となっています。もしお手元に署名用紙が残っていましたら、以下の新しい集約先にご変更いただければ幸いです。

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-5 銀座ビル7F

震災支援ネットワーク埼玉 事務局

電話番号：090-8879-0213

メールアドレス：desk@431279.com

代理人意見陳述

被告国の結果回避可能性に関する主張について

2021年2月24日 福彩訴訟第36回期日

平成26年(ワ)第501号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 29世帯96名

被告 国 外1名

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子 外

第1 はじめに

被告国は、津波に対する防護措置は防潮堤・防波堤等の設置に限定されることや、本件事故当時には建屋の水密化の技術が未確立だったこと等を挙げて、被告国が水密化等の津波防護策を講じるよう被告東京電力に命じなかったことは違法ではないと主張し、自らの責任を否定しています。

第97から第100準備書面は、被告国のこれらの主張について反論するものですので、その概要を述べます。

第2 結果回避可能性に係る判断枠組みについて

1 被告国は、原子炉施設の津波に対する安全性として求められるのは、想定最大の津波に対しても原子炉施設の安全性が確保できることである。とした上で、原子炉施設の安全性を確保しようといえるだけの対策があったというためには(結果回避可能性)、科学的、専門技術的見地から、相当程度の確実性をもって、原子炉施設の安全性を確保できるといえるものでなければなりません。

しかし、結果回避可能性に関するこうした被告国の主張は誤りです。過去の最高裁判例では、国の規制権限の不行使が問題となった事例においていづれも、当時の技術的水準において相当程度に被害を防止しえたと認められれば、結果回避可能性が認められてきたところであり、相当確実に結果を回避しえたことまでは求めていません。まして、原子炉の安全規制においては通常より高度の安全性の維持が求められています。こうした原子炉規制において、相当程度被害を防ぐための対策があったとしても、それを講じれば結果を回避しうることが確実と認められない限り、その対策を講じるよう命

じなかった国の不作為は違法ではないと、過去の裁判例よりことさら限定的に解すべき理由はありません。

2 原子炉の安全規制権限の行使を義務付けるための結果回避可能性は、当時の技術的水準により被害を相当程度防ぎうる対策があれば足りるというべきです。当該結果回避措置を講じることによって相当確実に事故の結果を回避できると認められなければ、国が規制権限を行使しなかったことも違法ではない、という被告国の主張は誤りです。

第3 技術基準適合命令の内容について

1 被告国は、技術基準適合命令が事業者に対して具体的な内容・工法まで特定して防護措置を講じるよう発令するものであることを前提として、水密化などの個々の防護措置を取り上げて、その対策では相当確実に事故の結果を回避できるとは認められなかったから規制に取り入れられなかったと主張しています。

2 しかしそもそも、経済産業大臣が技術基準適合命令を発する場合、「想定される津波によって敷地が浸水しても、重要機器が被水して原子炉の安全性が損なわれないよう防護措置を取ることを命令すれば足り、電源設備の機能を維持するため具体的にいかなる措置を講じるかは、被告東電の工学的・技術的な判断に委ねられるべきものです。

例えば、保安院は2011年(平成23)年3月30日付の指示において、達成すべき安全性の「目標(要求水準)」について、「津波により①全交流電源、②海水冷却機能、③使用済燃料貯蔵プール冷却機能を喪失したとしても炉心損傷、使用済み燃料損傷の発生を防止」し得るよう対策することを電気事業者に指示しています。保安院はこの指示に関して具体的対策の例を挙げて解説を行っていますが、掲げられた具体的対策はあくまでも例示であり、実際の対策措置は、指示を受けた原子力事業者の責任において、考案・選択すべきものとされていました。

国が事業者に対して行う規制措置としての指導・命令は、技術基準省令において示されている、原子炉の安全性を認めるための規範的要件の表現に沿ってなされるものです。

したがって、被告国の規制権限不行使の違法性の判断要素としての結果回避可能性を論じるにあたり、原告

らが主張・立証すべき事項は、国が技術基準適合命令を発すべきとされる時点における技術水準において、想定津波が到来しても電源設備の被水を相当程度に防止するための防護措置を講じることができたこと、にとどまります。つまり、**当時の技術水準で電源設備の被水を相当程度防ぎうる措置を講じたのにこれを講じるよう国が命じなかった場合、国の規制権限不作為は違法となるのであって、同防護措置を講じることで事故の結果を確実に回避しえたといえない限り、不作為が違法とはいえない、という被告国の主張は誤りです。**

以下では、このことを前提としつつ、被告国が論難する個別的な結果回避策の内容について述べます。

第4 津波への防護措置が防潮堤・防波堤等の設置に限定されるという主張の不合理性

1 被告国は、本件事故当時は、福島第一原発に敷地高を超える津波が到来することが想定される場合に講じるべきであった対策は、**ドライサイト**(発電所敷地に津波を侵入させないこと)を維持するための防潮堤・防波堤等の設置のみであり、その他の対策は採用されえなかったと主張し、結果回避措置として建屋等の水密化を挙げる原告の主張を論難します。

2 しかし、被告国がこのような主張の論拠として挙げる専門家の意見はいずれも、「津波に対する防護措置は防潮堤等の設置に限定される」と述べるものではありません。防潮堤を設置するまでの間の対策や、防潮堤が十分に機能しない場合の対策として、建屋等の水密化を行うことが対策として否定されると述べている専門家はいないのです。特に、他地域の同種事件において尋問が実施された今村文彦証人は、その尋問の中で次のように答えています。

「先ほどの先生の御証言ですと、防潮堤のいわゆる津波に対する防護機能についても一定の限界があるということでしたよね。

そのとおりです。

原子力発電所では、万が一にも重大な事故を起こしてはいけないという観点からすると、防潮堤の機能が完全なものじゃないとすると、防護の多重化という観点から、防潮堤の設置とともに、これも比較的低額で実施可能な建屋の水密化というの

も、同じように工学的には検討の対象にはなるんじゃないでしょうか。

はい、そのとおりです。」

3 原告らは「敷地高さを超える津波に対しては、防潮堤等によって敷地を浸水から防護することが当然に求められるが、防潮堤等による対策にも限界があることから防潮堤の設置とともに水密化が求められる。特に防潮堤はその完成まで長い期間を要するという問題があり、その完成までの期間においても、短期に実施可能な水密化による防護措置を講ずることが当然に求められるのであり、その水密化さえも怠ったことが本件の責任原因にあたる」と主張しています。

国内外の原子力発電所への規制でも水密化は求められており、2006(平成18)年5月11日に開催された第3回溢水勉強会においても、政府の機関である保安院の担当者が、敷地を超える津波が来た場合の防護策として、原子力発電所の大物搬入口に水密扉を設置して、重要な電源設備の被水を防止(水密化)する対策を認識していたのです。

4 このように、被告国が前提として展開する「敷地高さを超える津波への対策は防潮堤等の設置に限定される」という防潮堤唯一論は、各専門家の意見、国内外の規制の例からも導かれるものではありません。原子力発電所において万が一にも重大事故を発生させないという観点からは、福島第一原発においては、防潮堤が完成するまで、及び防潮堤による防護の不確実性を補うため、建屋等の水密化を検討することが必要だったのです。

第5 本件事故当時には建屋等の水密化を行うことが技術的に可能であったこと

1 次に、被告国は、本件事故前の科学技術水準では、建屋等の全部の水密化は技術的に未確立であったから、そのような対策を命じる規制権限の行使が義務付けられることはないと主張します。

2 しかし、2002年時点においても、原子炉施設の主要建屋の敷地を超える津波に対して重要機器の機能喪失を防ぐための防護措置として、水密化は技術的に実現可能なものでした。

例えば、原子力工学者である岡本孝司氏は、被告国

が提出した意見書の中で、水密化の方法のひとつである水密扉は従来から船舶の部屋の扉用などに用いられており「ドアとドア枠に取り付けられたパッキンを密着させることによってドアからの漏水を防止する技術であり、従来から製品化されていますから、特段新しい技術ではありません。」としています。

また、津波工学者の今村文彦氏も、津波に対する防護措置の代表例として、防潮堤の設置と並んで建屋の水密化措置を挙げており、建屋の水密化による津波防護が技術的に実現可能であることを当然の前提として認めています。今村氏は他地域の同種事件で行われた証人尋問においても「原子力施設の津波対策としてハード面の対策の代表例として、防潮堤の設置と並んで建屋の水密化を挙げていますが、水密化という技術が特に新しい技術ではないというのは岡本先生と同一意見ですかね。」との質問に対して、「はい、そのとおりです。」と証言しています。

そのほか、本件事故前や事故直後に実際に建屋等の水密化の措置が実施されていた例があることは、第100準備書面で指摘した通りです。

3 本件事故以前にも、津波対策として水密化は実際に検討され、実行されていたのであり、本件事故当時に水密化を行う技術が未確立であったという被告国の主張が誤りであることは明らかです。

そして、本件で被告国が東電に対して想定される津波に対する防護措置を取るよう技術基準適合命令を発し、これを受けた東電が本件原子炉施設において水密化対策を講じていれば、本件において電源設備の被水は相当程度に防止・軽減できていたと認められます。したがって、本件で結果回避可能性は優に認められます。

以上から、本件における被告国の規制権限不行使の違法性は明らかといえます。



以上

代理人意見陳述

2021年3月3日 福彩訴訟第37回期日

第1 はじめに

被告国は、第31準備書面で、本件にも伊方原発最判の示した「2段階審査による判断過程審査」が妥当すること、また、長期評価が地震地体構造に関する知見を踏まえたものではなく、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠を伴った知見ではなかったことをそれぞれ主張しているため、第104準備書面～第107準備書面は、当該被告国の各主張に対して反論するものです。

また、第102及び103準備書面は、令和2年9月30日に仙台高等裁判において言い渡された本件原発事故にかかる損害賠償等請求控訴事件の判決（以下「生業判決」といいます。）内容を紹介するものです。

以下、各書面の概要について争点ごとに簡潔に述べます。

第2 被告国の規制権限不行使の違法性に関する司法審査の在り方

1 被告国は、第31準備書面において、自然災害による原子力災害発生の予見可能性の判断においては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的専門的技術的知見に基づく将来予測にかかる総合判断が必要であり、本件のように原子炉の使用後であっても設置許可処分段階と同様、行政庁には一定の裁量が認められるべきであって、伊方原発最判の示した「2段階審査による判断過程審査」が妥当する旨の主張をしています。しかし、被告国のこのような主張は明らかに誤っています。

2 というのも、まず、本件において予見可能性の判断対象となるのは、具体的には、被告国として「長期評価」が示した津波地震の発生予測を規制に取り入れるべきか否かの一点に尽き、多方面にわたる高度な最新の科学的専門的技術的知見に基づく総合判断など不要であり、また、そもそも行政庁は、将来における法益侵害の蓋然性をも予測して規制権限行使の要否を判断するのが通常当然であり、将来予測が必要な点は、本件においても「2段階審査による判断過程審査」を必要とする理由にはなり得ないからです。

また、将来の権利侵害の恐れに基づく原子炉施設設置許可処分の取消訴訟における違法性判断の枠組みを原子炉事故によって実際に周辺住民に権利侵害が生じた場合の事後的な救済が検討されるべき国賠法1条1項の判断に持ち込むのも明らかに不適切です。

3 加えて、原子炉施設の津波防災対策の実施における実際の判断過程に即して、行政庁の裁量の広狭についての考察を丁寧に行えば、本件において、「2段階審査による判断過程審査」を採用して、実質的に行政庁に広範な裁量を認めるという結論に至ることなどないはずで

この点について分かりやすく述べると、まず、津波防災対策の第1段階ともいえる技術基準省令62号により求められる安全性の基準は、原子力基本法、炉規法及び電気事業法等の関係各法令・原子力安全委員会の決定する各種の指針類の趣旨・目的から導かれるべきものであり、経済産業大臣の広範な裁量に委ねられるべきものではありません。

また、技術基準省令62号により求められる安全性の水準としては、「既往最大」の考え方では不十分であり「想定最大」によるべきことはもはや争いがないといえるところ、津波防災対策は、第2段階として、このような「想定最大」の考え方を踏まえた上で、理学である地震学の知見に基づいて将来の地震の発生可能性を評価する必要があり、地震学の専門的知見を有しない職員により構成される保安院は、特に、多数の専門家による重層的な検討を体系的に行っている地震調査研究推進本部の判断をも考慮し検討すべき立場にあったといえ、この点についても、保安院の広範な裁量に委ねられるべきものではありません。

4 生業判決も、行政庁の裁量を広く解するようなことはせずに、「2段階審査による判断過程審査」は妥当しないとして、被告国の主張は失当であるとしており、この点に関する被告国の主張には理由がないことは明らかです。

第3 長期評価の合理性について

1 被告国は、第31準備書面において、「長期評価の津波地震の想定」について、「明治三陸地震のような津波地震の発生メカニズムや海底地殻構造の同一性」などの地震地体構造に関する知見を踏まえたものではなかつ

た」ことを理由として、同想定には客観的かつ合理的根拠は認められないと主張しています。

2 しかし、まず、島崎証人や佐竹証人の証言からも明らかなおり、「長期評価」策定時でも現在でも津波地震の発生メカニズムは明らかとなっていないのであり、「長期評価」は、この点を正確にとらえて敢えて津波地震の発生予測と津波地震の発生メカニズムを関連付けなかったに過ぎません。確かに、津波地震の発生機序については、被告国が主張するような付加体モデル（「付加体」とは海側プレートが沈み込む際に運んだ堆積物のこと）やホルスト・グランベン構造などが一部の学者から主張されていましたが、いずれも仮説にとどまり、国が防災行政に役立てることを目的として策定した「長期評価」においては、その基礎に足る信頼性が認められないとされ、敢えて、津波地震の発生予測から排除されたのです。

被告国の主張は、このような長期評価の意義を理解していない点で、また、一部の学者から提唱されているに過ぎない付加体説やホルスト・グランベン構造が学会で多くの支持を集めていたなどと主張する点で、明らかに失当です。

3 さらに、島崎証人の証言や安部氏の刑事事件での供述からも分かるおりに、「地震地体構造の同一性」とは、被告国が主張するような、海底における付加体等の堆積物から判断されるものではなく、プレート境界の構造により判断すべきところ、「長期評価」は、「日本海溝寄りの領域については南北を通じて太平洋プレートが北米プレートに同様の形状で沈み込む同一の構造にあった」という誰もが認める基本的な考え方に基づいて領域区分を設定し、津波地震の想定をしたのであり、この点においても、被告国の主張は、地帯構造論を正解しない非科学的なものであり、単に「日本海溝沿いの南部では津波地震は起きないと言えた」と弁明するものに他なりません。

4 ところで、このような「長期評価」の領域区分の合理性については、①津波地震が巨大な低周波地震であるところ、日本海溝寄りに低周波地震ゾーンが存在すること、②津波地震が世界的に見ても、固有に海溝寄りにおいて発生するとの知見が得られていたこと、③日本海溝寄りで過去に3つの津波地震が発生していた

こと、④世界的にみても、付加体が形成されていない領域でも津波地震が発生しているとの知見が2002年当時明らかになっていたこと、⑤第4期津波評価部会においても、長期評価と同様、「日本海溝寄りのどこでも津波地震が生じる」という結論に至ったこと等からも裏付けられます。

5 なお、「長期評価」は、日本海溝寄りの津波地震の発生可能性について、「地震の発生領域」「地震の規模」「震源域」の3つの異なる場面における詳細な評価を行っていますが、「明治三陸地震」と直接に関連付けがなされているのは、「震源域」の評価においてのみです。つまり、長期評価において、付加体のある領域で発生した「明治三陸地震」と同様の津波地震が付加体のない日本海溝の南部領域でも発生するかのように結論付けたことはなく、被告国の反論はこの点においても理由がないものです。

6 生業判決も、付加体モデルについては、「当時通説あるいは有力説であったとまではいうことができず」とし、また、北部と南部の海溝軸付近とに違いを見出して南部である福島県沖に津波地震が発生する可能性は低いとする見解についても、「あくまでも学者による個人的な論文に過ぎず、…一審被告国の一機関に多数の専門家が集まって議論した末に作成・公表された長期評価の信頼性を直ちに揺るがせるものであるとはいえない」などとして海底構造の差異を殊更に強調する被告国の反論をいずれも排斥しています。

7 以上に加えて、長期評価が想定した「津波地震の規模」及び「震源域」の各評価についても地震学上の十分な合理的根拠が認められていたことも加味すれば、「長期評価の想定には客観的かつ合理的根拠は認められない」などとする被告国の主張が失当であることは明らかです。

第4 生業判決について

令和2年9月30日、仙台高等裁判所は、本件と同種事件にかかる控訴審判決を言い渡しました。

生業判決は、被告らが自らの予見可能性を否定する根拠として挙げる唯一の基準ともいえる「津波評価技術」の限界を明確に認め、その他、既に述べた点を含め、被告らが長期評価の合理性を否定する根拠として挙げ

様々な主張についても、各証拠の評価等を丁寧に行った上で、いずれも概ね本件訴訟における原告らの主張に沿う形で失当であるとして、排斥しており、原告らの本件訴訟における主張の正当性を裏付けるものとなっています。

また、損害論においても、被侵害利益や損害判断の枠組みの捉え方、相当因果関係の有無等の各争点について、本件訴訟における原告らの主張と概ね同一の認定をし、具体的な損害額算定に際しても、中間指針の基準に拘束されることがない旨を明示しています。

加えて、生業判決は、「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損、いわゆるふるさと喪失慰謝料を、旧居住制限区域や旧避難指示解除準備区域の元住民にも認め、また、区域外避難者については、中間指針追補で示された「自主的避難等対象区域」以外の区域にかかる原告らについても広い範囲で賠償を認めるなど、本件事故後の住民らの置かれた状況を正しくとらえ、そして、被ばくによる恐怖や不安を軽視しない姿勢が窺われ、非常に評価できるものです。

さらに、生業判決は、多数の原告により構成される同訴訟の性質上、基本的に個々の具体的な事情は考慮しないという形をとりながらも、原審が認定したものよりもさらにかさ上げた金額を認定し、一審被告東電からの訴訟外で原告らに支払った財産的損害に対する賠償を慰謝料から控除すべきであるとする主張も排斥しており、これらの点においても、本件訴訟の判断において大きく参考にされるべきものです。

以上

代理人意見陳述

2021年3月24日 福彩訴訟第38回期日

はじめに

本意見陳述書は、原告ら第113準備書面の要旨を述べるものです。

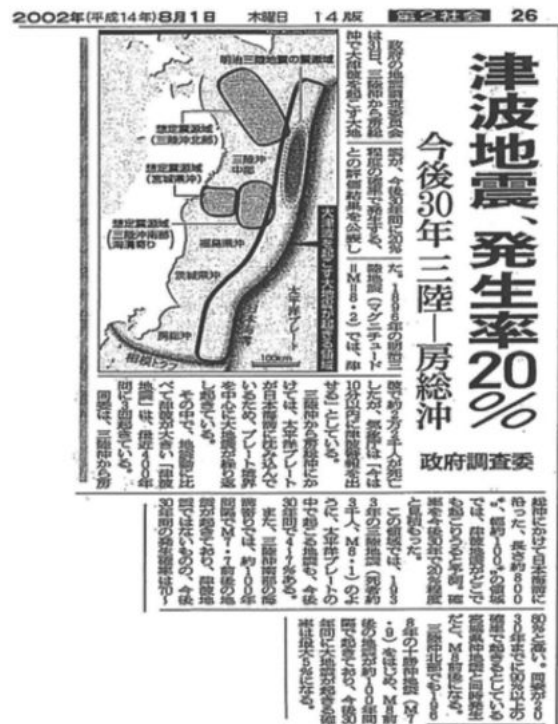
1 津波の予見可能性～2002年の時点で「想定される津波によって原子炉の安全性をそこなうおそれ」(技術基準省令62号4条1項)があったこと

(1) 原子力施設における安全性確保のための規制権限を定めた原子炉等規制法、電気事業法等の法令は、原発の潜在的な危険性を踏まえ、万が一にも事故を起

こさないことを趣旨・目的としています。

経済産業大臣(保安院)は、電気事業法40条に基づき、原子炉施設が「技術基準に適合していないと認めるとき」には技術基準適合命令を発する権限を与えられており、「想定される自然現象(…津波…)により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に、発令の要件が満たされます(技術基準省令62号4条1項)。

(2) 2002年の地震本部「長期評価」は、「三陸沖から房総沖の日本海溝沿い」の領域のうち、「日本海溝寄り」を南北一つの領域とし、陸寄りの各領域と区別した上で、海溝寄りのどこでもM(マグニチュード)8クラスの津波地震が発生し得ると評価しました。



甲A142 2002.8.1朝日新聞

本訴訟では、この「長期評価」に基づく津波が技術基準省令4条1項の「想定される…津波」にあたるか否かが争点です(津波の予見可能性の争点)。

仙台高裁判決は、「長期評価」について、法律上の根拠に基づき設置された地震本部の海溝型分科会において、地震防災対策に活用するという目的に沿って、地震学者等の専門家らの審議に付されて策定、公表されたものであり、本来的に一般の社会的・経済的諸要素を踏まえた価値判断的な評価である行政判断ではなく、防災を目的とした災害の原因となる自然現象についての科学的な評価である科学的判定であると解さ

れ、「およそ科学的根拠がないのに専ら防災行政のために発表されたなどは考え難い」として「一審被告国の主張は、自らが設置した機関の自らが明示している目的や性質を否定するに等しいものとの批判を免れ難い」と断罪しました。

(3) 原子力発電所の主要建屋高さを超える津波が襲来した場合には、非常用電源設備等が被水し全交流電源喪失に陥り、炉心損傷による重大事故(深刻な災害)に直結することは、2002年当時、被告らも当然に認識していました。

「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」(伊方原発最高裁判例)ことが求められる原子炉施設において、かかる場合に、防護措置を講じることなく稼働を続けることは許されません。被告国は、技術基準適合命令の権限を有するだけでなく、その権限を、適時に、かつ適切に行使すべき義務をも負っていたにもかかわらず、これを怠ったのです。この規制権限不行使を著しく不合理として国家賠償法上の違法を認められるのは当然というべきです。

2 「長期評価」の客観的根拠

(1) 阪神・淡路大震災を機に設立された地震本部は、地震の調査研究の成果を整理・分析し、国の防災対策の強化に役立てるため総合的な評価(長期評価)を行う公的機関であり、他にこのような機関は存在しません。

2002年「長期評価」は当時の第一線の地震学の専門家により構成された海溝型分科会での充実した議論を経て取りまとめられたものであり、個々の研究者の見解等とは区別される客観的な根拠を有しています。

自然科学の分野ではたとえ通説であつても異論が出されるのが常ですが、「長期評価」が上記の客観的根拠を有する以上、単に異論が存在するというだけでその信頼性を否定することはできません。

(2) 被告国は、「長期評価」は「新たな見解」であるのに「科学的根拠を記載していない」と主張しています。

しかし、「長期評価」は学術論文ではなく、防災対策への活用を目的とした行政文書です。個々の地震の評価やその根拠が細々と書かれていないのは当然であり、信頼性を否定する理由にはなりません。

「長期評価」が客観的かつ合理的根拠を有することは、海溝型分科会が第一線の地震学の専門家により構

成されていること、及び同分科会での高度かつ充実した議論を記録した議事録(論点メモ)によって十分に確認できます。この点は、都司嘉宣氏(原審福島地裁)、島崎邦彦氏・佐竹健治氏(千葉地裁)の3名の専門家証人の尋問によりすでに明らかにされています。

3 「長期評価」の合理的根拠～特に発生領域についての判断の合理性について

(1) 2002年「長期評価」は、津波地震について、①発生領域、②規模、③震源域(断層モデル)の3つに区分・整理して評価しています。

このうち、②「地震の規模」についてM8.2と推定したこと、および③「震源域」(断層モデル)について明治三陸地震の波源モデルを参考とすべきとしたことの合理性については、実質的に争いがありません。以下では、①日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得るという発生領域について、「長期評価」の判断の合理的根拠を整理します。

(2) 第1に、津波地震が海溝寄りの巨大な低周波地震であるとの確立した知見が「長期評価」における津波地震の評価の基礎になっているという点です

海溝型分科会では、過去の個別の地震が低周波地震の「親玉の親玉」である津波地震にあたるかどうかについて具体的かつ詳細な議論がなされ、「長期評価」に反映されています。

(3) 第2に、津波地震が日本海溝でも世界的に見ても、海溝寄り固有に発生していることです。近代的観測が可能になって以降に発生した明治三陸地震(1896年)、アリューシャン地震(1946年)、ニカラグア地震(1992年)、ジャワ地震(1994年)、ペルー地震(1996年)等の津波地震は、いずれも海溝軸近傍のプレート境界で起こっていることが確認されています。

(4) 第3は、日本海溝の北から南まで、太平洋プレートという連続した一つのプレートが北米プレートの下に沈み込むという点で同一の構造を持つことです。その一部で津波地震が起きているのに、他の場所で将来も起きないという主張には根拠がありません。

(5) 第4に、日本海溝寄りの南北で、過去に3つの津波地震が発生していることです。「長期評価」を策定し

た海溝型分科会では、地震学の専門家による充実した議論・検討を経て、日本海溝寄りの領域で過去に3つの津波地震が発生したと評価しました。その際、異なる意見（例えば1611年慶長三陸地震の発生位置につき北海道（千島沖）とする佐竹氏の異論、1677年延宝房総沖地震は陸寄りで発生したとの石橋克彦氏の異論等）についても丁寧な議論・検討がなされ、歴史資料に基づき、根拠をもって異論を退けています。

佐竹健治氏は1611年の三陸津波の波源は千島沖にあるとの自説を、2002年中には撤回しています。

(6) 第5に、日本海溝でも、世界的に見ても、津波地震は海溝寄りの付加体のない領域でも発生しているという事実です。

被告国は、谷岡・佐竹論文(1996年)や鶴論文(2002年)に依拠しつつ、2002年当時、津波地震は未固結の堆積物が海溝付近に付加体を形成している特殊な海底構造でのみ発生するとの考え方(付加体説)が支配的であったと強調し、「長期評価」の信頼性を否定しようとした。

しかし、2002年「長期評価」を策定した海溝型分科会では、佐竹氏を含め、付加体の有無が津波地震の発生に影響するという意見は全く出ていません。これは議事録(論点メモ)によって確認できる事実です。津波地震のメカニズムを付加体によって説明する谷岡・佐

竹両氏の主張は仮説の一つにすぎませんでした。

そして、ペルー地震・ニカラグア地震など、海溝付近に付加体が形成されていない領域でも津波地震が発生している事実は2002年当時すでに明らかになっていたことを、今村文彦氏が証言しています。

さらに、海溝型分科会においては、1677年の延宝房総沖地震について、歴史地震研究の成果を踏まえ、日本海溝寄りの南部で発生した津波地震であると判断しています。今村証人も、延宝房総沖地震が海溝付近に付加体が形成されていない場所で発生した津波地震であることを認めています。

被告国が、自身の主張の論拠として頻繁に引用した2002年鶴論文(次頁図)についても、同論文によれば(付加体がなく)津波地震が起こらないとされている領域(福島沖から伸びる線11)で、都司・佐竹・今村らの歴史資料による調査により、津波地震である延宝房総沖地震が発生していることが確認されています。

(7) 日本海溝寄りと陸寄りを区別した上で、「津波地震は海溝寄りのどこでも発生しうる」とした2002年「長期評価」の発生領域についての判断は、その後、土木学会の津波評価部会でも一般防災における津波対策においても広く受け入れられ、定着していきました。

2009年から行われた土木学会の津波評価部会(第4

期)は、決定論による波源の検討の結果、津波地震は日本海溝寄りの北部から南部にかけて、既往地震の確認できない領域でも発生しうるとしました。同部会の委員であった今村証人は、津波評価部会が第4期で2002年「長期評価」と同じく、日本海溝沿いの南北いずれでもM8クラスの津波地震を想定する見解に至ったことを認めています。

▼今村氏の論文(丙ロ177)による世界で確認されている10例の津波地震の分類

1	1896年 明治三陸地震	①	沈み込み帯での付加体プリズムで発生した地震
2	1946年 アリューシャン地震		
3	1994年 東ジャワ沖地震		
4	1960年 ペルー地震	②	付加体の存在とは直接関係ない、緩やかな断層破壊を伴う地震
5	1963年 ウルップ島沖地震		
6	1992年 ニカラグア地震		
7	1975年 色丹沖地震	②又は③	③は付加体での分岐に伴う地震
8	1929年 グランド・バンクス地震	④	海底地滑りなどを伴った地震
9	1998年 パプアニューギニア地震津波		
10	1984年 鳥島近海沖地震	⑤	地震活動を原因としない現象

注) 5番の「1963年ウルップ島沖地震」については、今村論文404頁では①とされているが、「境界でほとんどの堆積物が沈み込んでいる」とされ、かつ402頁の図では☆(②)とされている。

4 まとめ～「長期評価」の地震想定のお考えが公表後定着していったこと

第113準備書面で、国が過去に発生した地震に対する防護だけではなく、想定最大の地震津波への備えを考慮すべきとした「7省庁手引き」が公表されてから本件地震発生までの地震想定のお考えについて、時系列で表に整理しました。

過去の地震が確認できる領域でのみ将来の地震を想定する2002年の土木学会「津波評価技術」のお考えが特異かつ孤立していることが確認できます。

被告国は本訴訟の最終段階に至って、将来の津波地震の想定は、津波地震のメカニズムの解明を前提として、「地震地体構造の同一性」が認められる領域に限られるという独自の主張を展開するに至っています。

しかし、メカニズムの解明を地震想定の本筋の前提とすることは、「津波評価技術」の地震想定に見られるように、実質的には「既往最大」の地震想定にとどまることを意味します。被告国の主張は、形を変えた既往最大論であり、メカニズムの未解明を口実に地震と津波の対策をどこまでも先送りにする議論であって、万が一にも過酷事故を起こしてはならない原子力施設の安全対策において、およそ採り得ない主張であることは明らかです。

長期評価の合理性を否定するため、被告国はこれまで提出された第37準備書面までに様々な反論をしていますが、いずれも合理的論拠がないことについては、第113準備書面で詳細に再反論を論じておりますので、ご参照ください。

長期評価の知見には客観的合理的根拠があることは、本訴訟のこれまでの攻防を通じてもはや十分に明らかになったと言えます。以上



原告本人尋問

2021年2月24日 福彩訴訟第36回期日

【原告番号No.1:Kさん】

私は静岡県で生まれ、小中高校時代は埼玉県で過ごしました。その後、個人事業主としてエアコン工事の仕事をしていました。

1990年に結婚し、義母の介護のため1996年に妻の故郷の浪江町に移住しました。仕事も一段落し、自然の恵みがいっぱいの浪江町で、心おだやかな余生を過ごすつもりでした。

事故当時は、私と妻、義母(当時87歳、腎盂炎の持病があり、足も不自由だった)の3人で、浪江町の自宅で暮らしていました。大津波があった翌日、「大至急避難してください」というアナウンスがあり、何のために避難するのかもわからないまま、着の身着のまま避難しました。翌日には帰れるくらいの気持ちでした。事故後の避難経路は、

3月12日：浪江町避難所 → 3月14日：津島地区の活性化センターへ、避難者は体育館での雑魚寝で、それでも中に入れない人たちは屋外で焚き火をして暖を取っていました。食事もおこなおにぎりを二人で一つという状況でした。それでも「国は何とかしてくれるだろう」と思っていました。→ 3月15日：二本松市避難所、窓が壊れて風がもろに吹き込むような状態でした。早く遠くに逃げたい、という一心で親族のいる埼玉県に向かいました。→ 3月19日：さいたまスーパーアリーナ → 3月30日：埼玉県障害者交流センター → 5月1日：川越市ホテル → 5月6日：埼玉県障害者交流センターと、転々となりました。都営住宅も考えましたが、エレベーターのない5階建てでは足の悪い義母は住めません。おそらく10年は帰るのは無理、借りるよりは買ったほうがいいと判断し、6月20日に、ようやくさいたま市の現在の住居を購入しました。

義母は、事故前は地域の友人と踊りや歌をしたり楽しく生活していましたが、事故後は知らない土地に連れてこられ友人もおらず、楽しみもなく、あまり外に出なくなってしまいました。加速度的に身体が衰え、2013年に要介護2、2016年に要介護4の認定を受け、2018年3月に亡くなりました。訴訟は相続人が引き継いでいます。

自宅があった場所は、現在は避難指示が解除されましたが、私の帰りたい浪江と今の浪江は違います。放射線量も高く、山林の除染等もされておらず、生活環境も整っておらず、以前のような生活をするには考えられません。帰りたくても帰れないし、もはや帰りたいとも思いません。自分の都合のいいことしか話さず、事故をなかったかのようにしている国は信じられません。

【原告番号No.13:Sさん】

事故当時は、浪江町で、私と妻、二人の息子、私の両親と6名で、浪江町の自宅暮らししていました。この6名が原告です。避難経緯は、

3月11日: 事故当時 → 浪江町に居住。**3月12日**: 南相馬市の親戚宅 → **3月14日**: 埼玉県三郷市の弟のマンションに避難。弟家族4人に6名が加わり10名がギューギュー詰めで生活。弟家族が悲鳴を上げ、ちょうど下の階に空き部屋があったことと、これ以上引越えを繰り返すエネルギーもなく、一刻も早く家族で暮らせる場所をと思い、弟家族と同じマンションの一室を**3月25日**に無理をして購入しました。当時、賠償のスキームが明らかになっておらず、買うしかなかったのですが、後になって「買ったのであれば避難には当たらない」とされ、マンション購入に対しての住宅支援はありませんでした。

現在は、私と父が浪江町に帰還、妻は三郷市に在住、二人の子は就職して福島県内に居住しています。浪江町では大規模な農家であり、私と父は農業(稲作)を生きがいにしていました(地域では1番か2番の規模でした)

避難生活のストレス、帰還するかどうかなどについて家族で意見が分かれ、妻とは関係が悪化してしまい、現在は別居状態です。父母は田んぼ、野良仕事を日課としていましたが、埼玉に来てからは外出することもなくなり、足腰が弱ってしまいました。

長男は原発事故のために大学の入学式に出ることができませんでした(1か月遅れで入学、苦労した)。次男は中学3年生から埼玉の学校へ行き、環境になじむのに苦労し、学校へ行けない時もありました。

東電との直接賠償では、手続きでトラブルがあり、感情をコントロールできなくて窓口の人に感情を爆発させてしまうことがありました。補償の基準となる中間指針は大雑把なもので、詳細は東電に都合のいいように解釈されてしまう。全部後出しジャンケンみたい

なものです。事故後10年間、農業ができませんでした。2021年4月からは地元の知り合いと協力して、浪江町で作付けを開始する予定です。

国と東電に言いたいことは、一生懸命やっている人には賠償を相応に払ってほしい。そして誠実な請求に信頼性をもって応えてほしい、ということです。

【原告番号No.6:Eさん】

事故当時は、南相馬氏の自宅に、本人・夫・娘・娘の夫・孫二人と6人で暮らしていました。原告になっているのは私と夫の二名です。避難経緯は、

3月11日: 南相馬市原町区の自宅被災、住民の避難が始まったが、町内放送が聞こえず、避難せずに留まっていた。 → **3月14日**: 山形県の弟の家に身を寄せましたが、「放射能が伝染る」という噂が立てられ、**3月20日**に近くのアパートを借りました。しかし、雪深い山形では毎日の雪かきが欠かせず、年寄りの生活にはきつかったのです。 → **4月19日**: 長女のアドバイスで、埼玉県吉川市の親戚宅へ身を寄せ、**4月20日**に埼玉県越谷市の県営住宅に移りました。しかし、間取りが6人で暮らすには狭すぎました。**11月1日**: イライラが高じて、家族と言いつつ言い合うようになり、医師のすすめもあって三郷市にあるアパートに夫婦で転居(娘家族とわかる)しました。**2012年5月31日**、娘夫婦が社宅へ行けることになり、越谷市の県営住宅に戻り、**2013年11月1日**、現在の住居を購入、という経緯です。

家族6人での避難生活で苦労し、無理なく暮らせる避難先が確保できなかったため、家族が別れて暮らすのを余儀なくされました。事故前は、本人夫婦、娘夫婦、孫との3世代で住むために夫の退職金で住宅をすっかりリフォームし、二世帯住宅にしておりました。娘夫婦と孫のいない生活が空虚で、心に穴が開いたようです。町内会や趣味のサークルの付き合いもなくなってしまいました。夫は、2011年3月31日、避難のための荷物を取りに往復している途中で交通事故にあい、頸椎捻挫、ろっ骨骨折のけがを負いました。

私は自己免疫性肝炎、橋本病、逆流性食道炎、腰痛症を患っている中での避難でした。孫への放射線の影響も心配です。南相馬の留守宅に泥棒が入り、布団や結婚祝い、絨毯等を盗まれてしまいました。国と東電に言いたいことは、昔のような楽しい暮らしを返してほしい。家賃を払い続けている娘家族が、家賃を払わないですむようにしてほしい、ということです。

【原告番号No.21:Kさん】

事故当時は双葉町で妻・次男、私の母で暮らしており、4人が原告となっています。避難経緯は、

3月11日：浪江町の親戚宅 → 川俣町の小学校（本人の母は町のバスで川俣町の避難所へ） → 3月14日：私の母のみ宮城県の親戚宅へ（現在も宮城） → 4月5日：埼玉県朝霞市の親戚宅（長男宅） → 4月21日：次男は大学通学のため茨城県へ → 5月23日：私と妻は朝霞市内の賃貸マンションへ（現住所） → 2012年4月19日：私は福島県相馬市の現住所のアパートへ（仕事のため）

私も妻も双葉町で生まれで育ちました。事故当時は土木工事の会社に勤め、農業もしておりました。母は、宮城県の親戚宅へ避難中、意識を失い呼吸困難の状態になりました（事故前は持病などなく健康だった）。埼玉県の長男宅はペット不可だったため、苦情が出始め、転居先を探しました。ペット可のマンションを見つけたものの、借り上げ住宅として認めてもらえず、今でも家賃を払っています。長男である私が、母の面倒を見られなかったのが情けなく悔しいです。原発事故によって家族三世代での家族形態が壊れてしまった。相馬市での单身生活がつらく、酒の量も増えてしまいました。埼玉と福島を往復する生活が続き、激しいめまいや頭痛に悩まされるようになりました。2014年7月に救急搬送され、原因は不明ですが、生活を見直すように言われました。しかし仕事を辞めて埼玉へ行くこともできません。

原発事故がなければ、家族で楽しく暮せていたはずですが、できれば双葉町に戻りたいが、今の状態では無理でしょう。

【原告番号No.21:Yさんの姪】

原告本人は昨年亡くなり、生前の様子を知る人物として、姪が証人尋問に出廷しました。



原告は事故前は飯館村で一人暮らし、事故当時84歳でした。二本松市で生まれ、福島や東京などで土地関係の仕事をしていました。1979年に飯館村に移住し、林業、一時期は温泉旅館を営んでいました。自宅に大きなお風呂を作り、薬湯にして地元の人に入ってもらっていました。3月18日より、埼玉県白岡市の知人宅に身を寄せていました。

埼玉へは自分で車を運転して避難しました。衣類だけを持って行ったようです。飯館の友人とも離れ離れになり所在もわからなくなってしまいました。

陳述書作成時は入院しており、生きて飯館村に戻る日はもう来ないと思っていたようです。生きているギリギリまで、自然豊かな飯館村にいたかったでしょう。故郷と決めた場所で死ぬまで生きる権利を奪われて、本当に悔しく思っています。2018年に脳梗塞で倒れ入院していましたが、2020年2月に亡くなりました。

原告本人尋問

2021年3月3日 福彩訴訟第37回期日

【原告番号No.12:Uさん】

私は建材メーカーの福島出張所の所長として働き、娘はウェディング・プランナーとして働いていました。事故当時は妻・娘と3人で2000年に新築で購入した須賀川市の自宅に住んでいました。30年の住宅ローンで、事故当時17年ほどローンが残っていました。避難経緯（飼い犬も一緒）は、

3月15日：会津若松市の友人所有のアパート → 4月20日：神奈川県箱根町 → 4月27日：千葉県浦安市 → 5月8日：静岡県下田市（娘は東京都亀戸の親戚宅へ）。小田急の電車で「福島から来たのかな。早く帰ってほしい」という陰口を聞き、心ない言葉に傷つきました。 → 7月9日：静岡県伊東市へ → 7月22日：東京都亀戸の親戚帰宅（娘と合流、以下一緒に移動） → 8月28日：東京都内ホテル → 8月31日：埼玉県越谷市の借り上げ住宅。ここでも「福島ナンバーだから近寄るな」「放射能が伝染る」という陰口を受けました。 → 2017年4月：越谷市の賃貸住宅へ → 2011年8月に愛犬を預けた施設が破綻し、飼い犬も行方不明となってしまいました。

事故後、福島出張所は閉鎖となり、退職勧告を受けました。娘も「辞めてほしい」といわれ、人生の夢が原

発事故で一瞬にして水の泡となってしまいました。当時21歳だった娘は「死にたい」ともらし、妻がつきつきりでフォローしました。

自宅の放射線量は、ガイガーカウンターの針が振り切れるほどで、「もうここには住めない」と家族で落胆しました。その後も継続的に測定し、2011年は、毎時8～9マイクロシーベルト、2012年は毎時5～6マイクロシーベルトという線量でした。東電は除染後のデータを示して放射線量をごまかしています。

私と娘の仕事が奪われ、多大な苦痛と経済的不安を蒙りました。娘は結婚予定だったのに延期となってしまいました。放射線障害の恐れから子どもを生むことにも心配を抱いたようです。私も20社くらい就活しましたが、福島出身とわかると面接でことごとく落とされました。その後、キャリアを評価されて建築資材会社に入り、現在、名古屋で責任者として働いています。

【原告番号No.3:Sさん】

避難者だった母は、提訴時すでに亡くなっています。訴訟の相続人である私と娘が原告となっています。事故当時、母は単身双葉町で暮らしていました。50代まで農協で婦人部長を務め、地域の農業や行事を取りまとめていました。また、書道や水墨画、大正琴など多彩な趣味を楽しんでもいました。事故後の避難経緯は、地震後、3月13日まで連絡が取れなかった → 近所の人が一緒に避難をしてくれ → 3月16日：当時私が住んでいた茨城県牛久市まで連れてきてくれました。 → 4月24日：福島県猪苗代のホテル → 6月19日：福島県のグループホームに入所 → 2013年6月25日に亡くなりました(自死)

連れてきてくれた人の話だと、足が悪い中、体育館の避難所の床にビニールシートを敷き、毛布を敷いた上に横になるなどの生活だったようです。

事故前は単身で生活できていましたが、事故後再会すると認知症のような症状がありました。母の様子が急激に悪くなったようで、悲しく感じました。当時は認知症なのか、避難のストレスなどの一時的な症状なのかわかりませんでした。母の面倒を見ている妻との間で関係が悪化し、妻と次女が家を出てしまったのです。

母は施設で自殺で亡くなりました。自分の弱みは見せない気の強い母でした。母のメモには「政府はもちろん絶対東電は許せない」と書かれていました。

【原告番号No.8:Hさん】

事故当時は、私と夫、双子の子ども(小学2年生)の4人で福島市内の持ち家(25年ローン)で暮らしていました。事故後、母子のみ避難生活をするようになりました。線量の数値が高く、とにかく不安で避難するしかないと思ったのです。子供に長袖を着せたり、窓を開けないようにしたりといった生活をしたが、小学生の子どもに守らせるのは限度があり、不安が大きかったです。当初は、埼玉にある私の実家に週末避難をしていましたが、2011年5月末、悩んだ末に母子のみ避難することに。夫は福島の自宅で別居生活という状態です。

家族の別離による苦痛が辛く、夫と離れて暮らしたために、子どもと夫は月に数回会うだけ。悩みを相談したり、反抗したりといったことができなかった。夫は埼玉に家族に会いに来るが、体調が心配で、二重生活による経済的不安もあります。子どもの甲状腺には嚢胞が見つかりました。不安なまま福島に戻って生活することは考えられません。国と東電には、事故の大きさと、被災者がしなくてもいい苦勞をしたことを、考えてほしいと思います。

【原告番号No.19:Mさん】

事故当時は、三春町で私と夫、長女、義両親の5人で暮らしていました。夫と義父はサラリーマンで、義母が中心となって野菜栽培、和牛の飼育をしておりました。私も、義母の影響を受けて有機無農薬栽培の野菜を育て、ネット販売も順調でした。

事故後、牛を飼っていたために、置いてすぐに避難することはできませんでした。母子で避難することを決め、5月10日に東京都東大和市へ。その後、西東京市のアパートを経て、現住所はまた別の西東京市のアパートで暮らしています。

子供に食べさせるものをめぐって義母との間にけんかが絶えなくなりました。有機野菜の販売もすべてキャンセルとなり、生きがいを失ってしまいました。長女を連れて2人で避難することにしましたが、長女は学校でいじめを受けた「放射能がうつるから帰れ」など言われました。避難後、うつのような症状により、何もできなくなってしまった。徐々に回復したが、その後も時々そのような精神状態になってしまいます。

国と東電に言いたいことは、なぜ福島県民全体を強制避難させなかったのか、ということ。全員を避難させてほしかったと思います。

原告本人尋問

2021年3月24日 福彩訴訟第38回期日

【原告番号No.18:Kさん】

事故当時、私と夫、長男長女との4人暮らしでいわき市の自宅で暮らしていました。私は埼玉や福島県内を転居してきましたが、夫はいわき市で生まれ育っています。避難の経緯は、

3月14日:車に家族で乗り込んで避難 → 栃木県の避難所へ(夫は会社が4月から再開することになったので自宅に戻り、母子のみ避難を続ける) → **4月6日~:**川越市の親戚宅に避難 → **4月16日~** 現住所の県営住宅へ

事故後の「ただちに健康に影響はない」という国の言葉が信じられませんでした。子どもたちには大自然の中でのびのび育ってほしいという思いに沿った保育園に通っており、埼玉でも同じような教育方針の保育園を探したものの、条件が合わなかったり断られたりし、希望の保育園に通わせることをあきらめる他はありませんでした。

自宅に戻った夫と、埼玉に避難を続ける母子との二重生活でのすれ違いから、2011年11月に離婚に至りました。母とも「避難する、しない」で衝突し、いまは絶縁状態です。2013年6月に心身ともに疲れ果て、仕事に行けなくなり、一家心中までが頭をよぎりました。周囲の人から攻められているような気がして、外に出るのが怖くなってしまったのです。明るい気持ちになろうとカーテンの色を変えたら「お金のある人はいいわね」「あなたたちは家賃が無料なんでしょう」と嫌みを言われてまた落ち込みました。原発事故がなければ、夫婦に大きな溝ができることはなく、家族4人で穏やかに暮らしていたはずです。「避難する/しない」はどちらも望まない選択肢なのです。事故が避難者に与えた影響は不可逆的なもの。せめて、国と東電にはきちんと謝ってほしい。

【原告番号No.11:Aさん】

事故当時は私と夫、長女次女(5歳、2歳)との4人暮らしでした。福島市内に私の両親と妹家族(妹、妹の夫、姪2人)が住んでいて交流がありました。小学校入学時に福島市に転居し、それ以降福島市で育ちました。高校卒業後いったん東京で働きましたが、20歳ころから福島市で働く夫は須賀川市生まれ 高校卒業後横浜に

10年住んでいたが、その後福島市内に戻りました。

避難の経緯は、

3月16日に避難を開始しました。知人から自宅付近の放射線量が高いことを聞いたり、次女がこれまでなかった鼻血を出したことなどから健康不安を抱き、避難を決意したのです。

3月16日~:千葉県の夫の弟宅 → **3月下旬~** 本人と娘2人は千葉県のウィークリーマンション、夫は自宅へ → **5月5日~** 一度福島市の自宅に帰る(福島市での生活にやはり不安を感じる) → **7月15日~** 本人と娘2人のみ、埼玉県嵐山町へ → **2015年8月**、現住所(郡山市)に夫が引っ越し → **2016年3月下旬~** 本人と娘2人も現住所へ

福島市と埼玉県との二重生活となり、子どもと夫を引き離してしまったことへの葛藤と同時に、1人で子育てをすることへの不安があります。また福島と埼玉を往復する夫の不安、食生活の乱れ等による健康不安もありました。月一回夫が訪ねてくると子どもたちは別れるのが辛く、「次はいつ来るの」といって帰る車を追いかけます。二重生活の負担から全く貯金ができず、子どもが小さいうちに将来の学費をためておくという将来設計が崩れてしまいました。子どもが父親と他愛のない話をする、お風呂に一緒に入る、並んでテレビを見る、家族で週末に買い物に行く、公園で遊ぶという何気ない日常がすべて奪われてしまいました。

【原告番号No.2:Nさん】

事故当時は双葉町での6人暮らし。2008年に新築した2世帯住宅に住んでいました。家族構成は、私と妻、長女、次女、私の父、母です。私は鉄骨の溶接・加工の仕事、妻は和服の仕立ての仕事、長女は高校生、次女は中学生、両親は農作業などを楽しんでいました。

避難の経緯ですが、事故当日は次女と連絡が取れず、仕方なく**3月11日**の午後9時過ぎに集会所へ避難。次女のみ中学校で一晩過ごしました → **3月12日:**役所から川俣町に避難するようにとの指示。次女を除く5人で川俣町へ。川俣町の避難所でようやく次女と合流できました。 → **3月19日~30日:**さいたまスーパーアリーナへ避難 → **3月21日~23日:**妻と長女次女の3人は栃木県の親戚宅に一時身を寄せ、その後再びさいたまスーパーアリーナへ → **3月30日~:**旧騎西高校へ移動。父母は~**10月13日**まで、私と妻・娘は**10月23日**まで滞在 → **10月13日~:**両親は郡山市内のアパート

へ → 10月24日～：本人、妻、娘は加須市内の借り上げアパートへ移転 → 2012年4月3日～：長女は進学のため水戸市内のアパートに転居。 → 2012年11月17日～ 私は就職が決まり、いわき市内のアパートに転居 → 加須市の借り上げ住宅が取り壊されることとなり → 2013年5月3日～：妻と次女は加須市内の別の住宅に転居 → 2014年11月2日～：両親もいわき市内の住所に転居 → 2015年3月14日～：次女が進学のため埼玉県戸田市に転居 妻は私が済むいわき市のアパートに転居し、2年半ぶりに夫婦で生活できるようになりました。2018年5月～：いわき市に住宅を購入し、本人、妻、卒業した長女と3人暮らし、といった経緯です。

避難所は寒く、水や食料も十分にありませんでした。埼玉スーパーアリーナでは通路部分に毛布を敷いて寝ました。長女次女は多感な年ごろで、プライバシーのない環境に大きな苦痛を感じていたようです。父母はなかなか寝付けず、薬を服用するようになりました。父は肺炎で入院もし、目に見えて弱っていきました。加須市内のアパートは事故前の住居よりも狭く、2DKで4人での生活でした。家族6人が二世帯住宅で暮らしていたのに、原発事故によってばらばらに。子供たちは大学受験、高校受験の大事な時期に転校を強いられました。事故により一時は学校へ行くこともできず、転校しても苦勞を重ねました。かつて住んでいた二世帯住宅はまだ残っており、折々に訪ねますが、人はいないし、中間貯蔵施設ばかりで、その風景が悲しいのです。それでもせめて自分が死ぬときは、双葉の家で死にたいと思います。

【原告番号No.4:Fさん】

事故当時は、私と母とで広野町で二人暮らしでした。父は原発事故前に死亡しています。母は事故直前までJビレッジに勤務していましたが定年退職し、畑を耕しながらゆったり生活するつもりでした。母は広野町出身で知り合いも多かったのです。

避難の経緯は、3月12日～：いわき市の体育館に避難 → 3月21日～：横浜市の姉宅に避難 → 4月10日～：私のみ三郷の避難所へ → 4月20日～：母も三郷の避難所へ → 5月8日～：三郷市の賃貸住宅へ → 8月29日～：八潮市の借り上げ住宅へ → 2016年3月27日～：広野町の自宅に戻る、といった経緯です。

避難指示後、5分で逃げなくてはならないと聞かさ

れ、部屋着のまま着の身着のまままで避難し、車の中で宿泊する状態でした。食料は、3月14日によくおにぎり1個が配られました。一日に何度も風向きだけがアナウンスされ、恐怖で外にも出られず、自家用車の車内で過ごしました。広野町の人が多くいるという三郷の避難所へ行きました。母は徐々に足が悪くなり、涙が止まらなくなったため、姉宅に預けて、私だけ三郷へ行きました。

その後、母も三郷に来ましたが、足の具合が心配だったので急いで三郷に家を借りました。母は広野に多くの知り合いがいたが、事故後にはどこに行ったか分からない人も。避難先で亡くなり、二度と会えなくなった人もいます。

母は5月には完全に歩けなくなり、車いすの生活となりました。変形性の関節症といわれ、手術もしましたが、左股関節機能が全廃となってしまいました。

2016年3月27日に広野町の自宅に帰宅せざるを得ませんでした。借り上げ住宅の家賃補助が打ち切られたからです。自宅に帰ってからは、母には移動手段がなく、自宅から出なくなってしまいました。以前は車の免許を持っていて自由に出かけていたのですが…。

広野町も、除染したのは居住部分だけで、除染されていない裏山や雑木林などから放射性物質が風に乗って自宅に来るようで、安心できません。

私は仕事を失い、人生設計が大きく変わってしまいました。東電はADR(裁判外紛争解決手続)などで話し合っても、まったく聞く耳を持ちません。10年はあまりに長すぎます。裁判所には、スピード感をもって公平な判決を出してほしいと思います。

【原告番号No.5:Iさんご夫妻】

事故当時は、夫婦と息子と愛犬と富岡町に購入した自宅で暮らしていました。夫婦ともに福島県出身です。

避難の経緯は、

3月11日：車中泊(一家三人と愛犬) → 3月12日：避難指示が出たので、車で小野新町役場まで避難し、車中泊 → 3月13日：いわき市の夫の兄の家に避難。やっとお風呂に入れる。 → 3月14・15日：再び小野新町へ。野田市に住む夫の姉から連絡があったがガソリンがなく、栃木県黒磯駅まで迎えに来てもらった → 3月16日～4月26日：姉の家に身を寄せる。子は野田市の小学校に転入 → 2011年4月27日～2016年3月11日まで：野田市内の借り上げ住宅で暮らす。 → 2016年3月12日～：

つくば市に自宅を購入し、現在にいたっています。

夫は2010年11月13日の交通事故の治療をしており、2011年2月に退院したばかりでした。避難中は、必要なガゼの交換もできず、交通事故での傷口が化膿してしまいました。2011年6月にはすぐに手術が必要といわれ、全身麻酔での手術をし、1か月入院。現在も後遺障害が残っています。事故時は仕事をしていましたが、職場は事業再開のめどが立たずに廃業したため、失業してしまいました。

妻は事故前から内耳性のめまいの持病があり、ストレスが一番よくないといわれていましたが、避難によるストレスで症状が悪化しました。パートの仕事を探しても、福島出身だとわかると「いつ帰るかわからないから、採用できない」と断られてしまいました。当時小学生で明るい性格だった息子は転校先でいじめにあり、同級生に「近寄るな、放射能がうつる」といわれ、物を隠されたり眼鏡を壊されたりして、「学校に行きたくない」と言うようになりました。福島にいるときは毎日友達と外で遊びまわっていたのに。あるとき息子に「もう少し勉強したら」と注意したら、「死んだ方がましだ」と、ずっと苦しい思いをしていたことを知らされました。いじめがそれほどつらかったのだと思うと、頭

がおかしくなりそうでした。今は大学生ですが、「震災後の小・中学校の友人はいない。その頃の記憶をすべて消してしまいたい」と言っています。

富岡町には帰りたい。でも、放射線量は高いし、家の周りは汚染土を詰めたフレコンバックだらけです。国や東電の対応は、しょせん他人事という感じで、被災者に寄り添う対応が見られません。とにかく過去は変えられません。そのことを忘れないでください。

原告本人尋問を傍聴して

「国や東電のやり方は、後出しジャンケンじゃないですか」という原告のひと言が胸に刺さりました。

東電や国からの反対尋問では、原告の避難の経緯について、疑問を投げかけるような尋問が相次ぎましたが、何の具体的な情報も支援も与えられず、とにかく避難せざるを得なかった避難者の状況を、10年経った現在の視点から云々すること自体「後出しジャンケン」としか思えません。避難者は、先の見通しも立たないまま、住まいを転々とするしかなかったのです。「事故前の、元通りの暮らしを返して欲しい」という痛切な訴えが、今回の陳述で共通して聞かれました。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ 代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授 (日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582